

## 50アール未満の下限面積設定区域

施行日：R3.7.15

松阪市農業委員会

面積	区域	町名
20アール	森	飯高町森、飯高町青田、飯高町猿山、飯高町蓮
	波瀬	飯高町乙栗子、飯高町加波、飯高町桑原、飯高町月出、飯高町波瀬、飯高町太良木、飯高町草鹿野、飯高町落方、飯高町舟戸、飯高町木梶、飯高町栃谷
30アール	宇気郷	柚原町、後山町、飯福田町、与原町、嬉野上小川町、嬉野小原町
	大石	六呂木町、小片野町、大石町
	茅広江	茅原町、広瀬町
	大河内	桂瀬町、笹川町、大河内町、矢津町、勢津町、辻原町、阪内町
	飯南	飯南町深野、飯南町横野、飯南町下仁柿、飯南町上仁柿、飯南町有間野、飯南町向粥見、飯南町粥見
	宮前	飯高町下滝野、飯高町宮前、飯高町野々口、飯高町作滝、飯高町赤桶
	川俣	飯高町田引、飯高町栗野、飯高町富永、飯高町宮本、飯高町七日市
40アール		湊町、殿町、西町、川井町、鎌田町、朝日町、朝日町一区、石津町、荒木町、郷津町、高町、若葉町、大口町、春日町二丁目、春日町三丁目、南町、長月町、京町、京町一区、桜町、中央町、末広町一丁目、末広町二丁目、泉町、五月町、東町、宮町、清生町、幸生町
	神戸	垣鼻町、大津町、田原町、久保町、下村町、上川町、虹が丘町
	花岡	駅部田町、小黑田町、山室町、田村町、内五曲町、宝塚町、御殿山町、光町、大黒田町、五反田町一丁目、五反田町二丁目、五反田町三丁目、五反田町四丁目、五反田町五丁目
	港	久保田町、大塚町、大平尾町、新松ヶ島町、町平尾町、獵師町
	松ヶ崎	松崎浦町、松ヶ島町、六軒町
1㎡	飯南 飯高 宇気郷 中郷	左記区域のうち、下記許可要件を満たす場合 (1) 空き家取得時に、付随する農地を取得するものであること。 (2) 農地取得後、3年間以上適正に管理、耕作すると認められること。 (3) 空き家と農地を同時に取得することがわかる書類等を添付すること。

※ 農地を耕作目的で買ったり借りたりする場合は、取得農地を含めた経営面積が一定の基準面積を超えないと、その農地の権利を取得することが出来ません。

これが“下限面積”で、各区域によって異なります。

(表に記載のない区域の下限面積は、50アールになります。)

※ 下限面積の異なる区域の農地を同時に取得する場合は、下限面積がより大きい方の区域の規定が適用されます。

(花岡区域と大河内区域の農地を同時に取得する場合 → 下限面積 40アール)

※ 1㎡の下限面積の適用は「松阪市空家バンク制度」を利用して、定住する場合に限りです。

※ 下限面積に関わらず、取得農地は3年間以上適正に管理、耕作していただきます。